

Nakamura Mitsuru  
SPECIAL TOPICS

# 4 STEP ALGORITHM

2016年の予備試験最終合格率は、3.8%。

## 超難関試験で “法曹への夢”

その超難関試験に合格しても、その後にはさらに司法試験が待っている――。

## 合格を掴み取り、 を叶えるために必要なものは何か。

法曹を目指すすべての受験生へ

### 「INPUT▶OUTPUT」の弊害

**「INPUT」が合格ラインに届いても、  
「OUTPUT」ができるようにはならない。**

司法試験を受験しようと思った当時、私は、友人の勧めもあり、司法試験予備校の入門講座を受講することにしました。司法試験対策の勉強法が分からなかった私は、言われるままに受講して、1年後の短答式試験を受験しました。結果は、マークミスのために1点差で不合格…知識量は、合格ラインに届いていたのです。

しかし、ショックから立ち直りかけたその年の7月、私は、短答式試験に合格したつもりで、その年の論文式試験の問題を解いてみたところ…手も足も出ませんでした。今まで自分は何をしてきたのか！さらに大きなショックを受けました。

そこでようやく、自分が中学・大学受験で一貫してきた勉強法に戻ったのです…それは、本試験の過去問を徹底的に解いて、分析研究すること。これを始めてから、「ようやく本当の勉強が始まった！」という実感すらありました。

結局、「INPUTする力」と「OUTPUTする力」は全く違います。どんなに多くの知識を「INPUT」しても、それを自動的に「OUTPUT」できるようにはならないのです。

**「OUTPUT」▶「INPUT」にすることで、  
学習効率・本試験合格可能性が高まる！**

このことは、中学・高校・大学受験業界では当たり前の共通認識ですが、司法試験業界では全くと言っていいほど問題視されていません。

皆さんには、私と同じような遠回りをしないよう、最初から本試験の過去問を解き「OUTPUT」、その上で、そのために必要な限度で知識を「INPUT」することを強くオススメします。

**「いきなり本試験問題を解くなんて無理」って？…今ではそんなことはありません。「4A」を使えば、法的知識のない高校1年生だって解けるんですから！**

まずは次ページを引き続き読んでみてください。

挫折と成功を経験したTAC / Wセミナー専任講師の中村充が受験生に贈るメッセージ

### 徹底的な「条文主義」

**本試験現場で唯一参照できる条文を使えば、  
必ず出題される「未知の問題」も解ける！**

本試験の過去問を分析研究するうちに、私は、論点等の知識ではどうしても解けず、本試験現場で考えて答えるしかない問題が毎年出題されていることに気づきました。このような問題に正解するには？…本試験現場で唯一参照できる条文を使って現場思考するしかない！そのためは、どんな問題でも、論点単位でなく、条文単位で解けるようにしておく必要があります。これは、論点への配点が減り、問題文の事情に条文を単に適用することへの配点が増えた近年の出題傾向にも合致しています。

ですから、**本試験問題を条文単位で解く訓練を積むとともに、そのために真に必要な知識を条文単位で整理して「INPUT」**することを強くオススメします。

**条文単位の「テキスト」なら、  
合格に必要な知識だけを完全網羅できる！**

しかし、基本書でもテキストでも、開いてみてください。条文が載っていますか？ 条文に書いてある言葉（“文言”といいます）を使わずに、条文を切り刻んでほしい内容を要約し、すりつぶして加工した上で、文末に申し訳程度に“(○条)”といった条文番号を付けているだけでは？…このように、条文単位の試験対策教材は皆無に等しい状況です。そこで、条文単位で試験対策できる、「4A条解テキスト」を新しく作りました。受験生時代から今に至るまで蓄積してきた本試験過去問の分析データを駆使し、本試験合格のために無駄・有害な知識は容赦なく削り、本試験合格のために必要な知識だけを載せる方針を徹底しました。結果、条文を載せたのに、どのテキストよりもコンパクトにできました。また、他のテキスト等に載っていない本試験合格に必要な知識も載っているので、実は網羅性も最も高いのではないかと自負しています。論点・判例・学説といった無数の知識は、全て条文から生まれてくるものだから、条文単位で知識を整理すれば、そこから生まれる知識を網羅できるのは当然なんですけどね。

本試験合格に無駄・有害な知識を網羅していても、本試験合格に必要な知識を網羅していなければ、意味がありません。

### 統一的処理手順「4A」

**「4A（4段階アルゴリズム）」を使えば、  
あらゆる法的問題が解ける！**

条文単位で問題を解くうちに、論文答練等で合格点に達した答案も出てきましたが、当たり外れがあって安定しない状態だったので、どんな問題でも安定して合格ラインを確保することができないか？と考えるようになりました。

そこで、**全過去問を統一的に処理できる手順**を分析研究して、合格した論文本試験のわずか1か月前にようやく見出したのが、「4A（4段階アルゴリズム）」だったのです（詳しくはP18・P19をご覧ください）。

合格後も、司法修習や実務におけるノウハウ・経験等も加えて改良を重ねた結果、(新)司法試験・予備試験・法科大学院入試の、主張反論を展開させる出題形式にも合致する形に完成しました。

**さらに、法的知識ゼロでも  
柔軟な思考力を奪わず、法的問題が解ける！**

そして、「4A」を使って講義をしているうちに、**法的知識のない人でも本試験問題が解ける**ことも分かってきました。極めつけは、法的知識ゼロの高校1年生約30人に、「4A」を使って予備試験平成26年度論文式試験の民法の問題を解いてもらったときに、合格答案顔負けの素晴らしい解答が続出したことです。高校1年生でも解けるのか…と、そのときはびっくりしましたが、法的知識がない方が、法の枠に捕らわれず柔軟な思考が展開できるというのは、大学生や社会人の初学者を指導していてもよくあることでした。やはり、いきなり知識を「INPUT」して、誰もが元々持っている柔軟な思考力を奪ってしまうのはもったいない！だからこそ、「4A」を使って、法的知識ゼロのままでも本試験問題を解く中で、柔軟な思考力を奪わず、さらに向上させるため、本試験合格に真に必要な知識だけを「INPUT」するにとどめてほしいのです。

法は、“常識”に基づいて、日本語で書かれている以上、決して法律家の独占に属するものではなく、多くの人に開かれるべきです。裁判員制度等も定着して法の世界の敷居が低くなってきた今、「4A」を使って、全く知識のない状態から最短ルートで、法律家として羽ばたいてください！

4A（4段階アルゴリズム）とは

4A（4段階アルゴリズム）とは

TAC/Wセミナー専任講師・弁護士  
Nakamura Mitsuru

中村 充 講師

プロフィール

開成中学校卒 ▶ 東京大学法学部卒  
▶ 現在弁護士。

徹底した試験至上主義から辿り着いた絶対的過去問主義に基づき、中学・大学受験、司法試験を突破してきた。その中で培われた受験テクニック・過去問分析手法は他の追随を許さない。司法試験においても、予備試験・法科大学院入試から新旧司法試験に至る全過去問が、頭の中にもデータベース化されている。このデータベースに基づいて、あらゆる法的問題に適用する普遍的な方法論「4A（4段階アルゴリズム）」を完成させた。

# 最短・確実な勉強法=4A!

4段階アルゴリズム

TAC/Wセミナー専任講師・弁護士である中村充が編み出した「4A（4段階つまり、法的知識ゼロの方でも「4A」を使えばいきなり本試験過去問等が解

アルゴリズム）」は、日本語が読み書きできる方なら誰でも法的問題が解けるようになる「統一的処理手順」です。最短の勉強時間で最大の効果を得ることができる「4A」のメリットを、余すところなく紹介します！

## 1 問題文・条文に基づくから効率的！

「4A基礎講座」では、①「問題文」と②「条文」を重視していきます。

司法試験系において、論文本試験会場にあるものは、①「問題文」と②「条文」だけだからです。

司法試験系が、手元に置かれた①本試験問題を②条文を使って解く試験だからこそ、私は①②を指導するのです。

本試験では、「問題文・条文」が与えられる！  
「問題文・条文」に基づけば、INPUTすべき知識が激減！

4A基礎講座では、合格に必要なテキストの量はたったこれだけ！

INPUTにかかる時間・労力を極限まで圧縮し、  
くり返しINPUTが可能となることで、**知識の質がUP!**

コンパクトなので、  
試験会場に  
全テキストを余裕で  
持って行けた！

無駄に  
分厚くなく、  
使いやすかった！

薄いので、  
何度でもくり返す  
ことができた！

薄だけでなく  
本試験に必要な  
十分な知識が網羅  
されていました！

「4A基礎講座」受講生の声



TAC/Wセミナー これまでの受験指導

「4A基礎講座」では、条文単位の「4A条解テキスト」を使用します。これは、新旧司法試験・予備試験・法科大学院入試の論文・短答過去問を徹底的に分析して、今後のこれらの本試験で出題可能性のある問題を解くために必要最小限の知識に絞りに絞って作成しています。

テキストで知識を過度に「INPUT」してしまうと、消化不良になって、記憶の正確性が低下するどころか、短答式試験の半分くらい、そして論文式試験に至ってはその大半を占める現場思考を要する問題に対応できなくなってしまいます。知識は、むやみに増やせばいいというものではないのです。

他にも「問題文・条文」に基づくメリットがいっぱい！

短答対策

短答式試験対策にも！

短答式試験の出題も「問題文・条文」が中心！  
「問題文・条文」に基づく論文対策で、「問題文・条文」中心の短答対策との相乗効果が得られる！

論文対策

最新の試験傾向に適合！

旧司法試験▶新司法試験への試験制度変更の中で、最も大きな変更点は「問題文・条文（使われている文言を答案に反映できているか）」への配点が大きくなったこと！

つまり、「問題文・条文」をそのまま答案に使うことで、  
効率よく学習することが可能になり、より得点を伸ばすことに繋がります！

最新の試験傾向に合わせて、学習効率をどこまでも高め、講義時間をどこよりも短く！

そして、受講料はどこよりも低額に！ 4A基礎講座 全102回 P28・P29 ¥313,000 (8%税込・教材費込) ※教室/個別DVD/Web通信講座

## 2 法的知識ゼロでもあらゆる法的問題が解ける！

「4A」は、①当事者確定 ②言い分 ③法的構成 ④あてはめ、これだけで法的問題が解けます。

実際、ある高校で全く法的知識のない高校1年生約30人に、4Aを使って予備試験の論文過去問を解いてもらったときにも、合格答案顔負けの素晴らしい回答が続出しました。法的知識がなくても、日本語の読み書きさえできれば、「4A」を使うだけで司法試験系の問題が解けるようになるのです！

高校生でも司法試験系の問題が解ける！ 統一的処理手順「4A」とは？

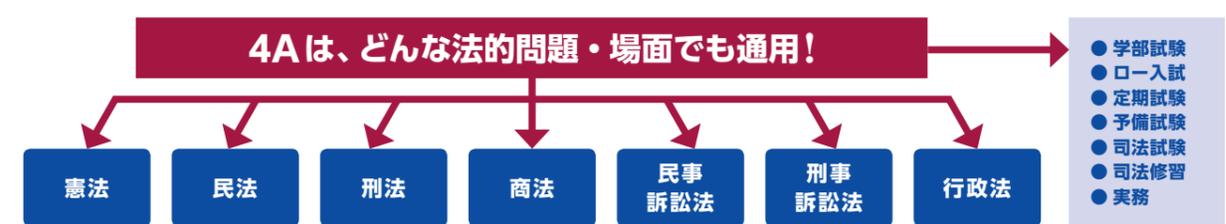


このように、法的知識がない方でも、  
知識をINPUTしながら問題を解く訓練を積むことができるので、心配は無用です！

さらに

「4A」は、あらゆる法的問題が解ける「統一的処理手順」です。まるで計算問題を解くような感覚で、司法試験系で出題されるすべての問題が解けるようになります。4Aを使ってある科目のある問題を解けば、同じ科目の他の問題にとどまらず、他の科目の問題を4Aを使って解く能力まで鍛えられるので、科目横断的な実力を付けることができ、学習効率も高まります。

これは、大学・法科大学院の学部試験・定期試験の問題でも同様です。さらに、実務で直面する法的な問題・事件こそ、4Aを使って解決する構造が歴史的に形作られてきたので、4Aは、司法試験合格後の司法修習や実務でも通用します。



4Aを使う訓練をするだけで、自然とあらゆる法的問題を解く力が備わり、  
短期間で飛躍的に実力を向上させることができます！

さあ、皆さん！ 4Aの威力を体感！



4Aを使って、実際に問題を解いてみましょう！

次ページへGO!

# 4Aの合格教材 ~2種類の革新的テキスト~

4A基礎講座では、問題演習用の「4A論文解法パターンテキスト」と、  
条文単位で短答・論文式試験合格に必要な知識を網羅した「4A条解テキスト」

の2種類のテキストを配付・使用します。

## 1 4A論文解法パターンテキスト

「4A論文解法パターン講義 P28」の問題演習用テキストとして使用します。



により構成されています。

- 目標**  
何のためにこの問題を解くのか、目標を明示することで、この問題を解くことで伸ばすべき、論文本試験で求められる“能力”を明確化しています。知識を得るためだけに問題を解くのはもったいない!
- 重要条文**  
論点単位ではなく、条文単位で問題を解けるようになることが、条文を使って問題を解くことが求められる本試験合格への最短ルートです。
- 答案作成上のアドバイス**  
本試験現場における受験生の現実的な視点に立って、試験対策に特化した、得点につながるアドバイスをしています。
- 解答過程**  
全ての論文式問題を、「4A(を具体化した解法パターン)」で解いていきます。各問題の解答プロセスは、中村講師が本試験現場における受験生の視点に立って講義で実演します。問題文・条文のどこに着目し、どのように考えて解きほぐし、答案を作っていくのか、解答プロセスの全てを実演・明示します。

4A 論文解法パターン  
＜TAC司法試験講座＞無断複製・無断転載等を禁じます。

●**＜目標＞**  
① 約定債権関係の処理手順を把握する。  
② パンダクテン方式の使い方を把握する。

●**＜重要条文＞**  
□1 贈与 (549条～)  
□2 心裡留保 (93条)  
□3 条件及び期限 (127～137条)

●**＜答案作成上のアドバイス＞**  
① 【設問】では“三つ”より指定されていますが、三つ未満しか思いつかなくても部分点はとれますから、即不合格になるわけではありません。現実的には、上記重要条文のうち二つを挙げて、問題文の事情をある程度使えば合格できるでしょう。  
逆に、“三つ”より多く挙げるのは、問題文の指定の仕方(あくまで“三つ”)からして、少なくとも配点はされないと解されます。  
② 自然債務は、現実的には思い浮かべないが、使いこなさなければいけません。

●**＜解答過程＞**  
当事者確定、言い分  
→X「300万払え!」vsY「ヤダ!」 ∴【設問】から明らか。  
→X:【設問】□1 “XY間で一贈与する旨の契約が成立した” 目的達成  
→対立当事者間に契約関係あり(約定債権関係)  
→契約各別(贈与と和解)のうち、どれに当たるか?  
→贈与 (549条～)  
→549条への規定に従って処理する。  
あてはまり

4A論文解法パターンテキスト 無断複製・無断転載等を禁じます。

45 ウ 確かに、Xの「贈与」は、Aの供託と見ておくべきから、かなり特異的だったと思われるが、これは「贈与」の「贈与」(目的達成)とはいえない。  
エ そしてXは、B,Cの職務質問を受けて「強制された」が、これに同意する中で、処分を否認し、自分は犯人ではない旨を申し立てており、「逃走しようとする」(目的達成)は認められない。  
オ よって、Xは、強制執行ではない。  
③ そうすると、本問現行和議は違法である。  
31) ただし、民法第93条Bが「5年以上の有期債権」と「5年以上の有期債権」に当たると、民法第93条A(目的達成)につき、民法第93条Aからすると、Xが「贈与」をしたことを疑うに足る十分な理由がある場合」といえる。また、Xは「犯人と疑われた以上、逃走しようとする」(目的達成)が認められるから、「逃走を否認し、自分は犯人ではない旨を申し立てており、逃走しようとする」と、民法第93条Aの「実質的要件を満たしているが、民法第93条Aの「実質的要件を満たしている」として、現行和議は違法は認められないと主張することも認められる。  
④ しかし、実質的要件は、厳格な意味の下、違法性(現行和議の違法性を求める)が認められることを条件として、目的(民法第93条)による違法性として認められるから、違法性を認めるとしたとの主張が認められない。否は違法性が認められるから、違法性を認めるとしたとの主張が認められない。以上

- 講師作成答案例**  
講師作成答案例を、合格者が自分で加工してくれたものです。オレンジ色のマーカーは条文そのもの、黄色のマーカーは条文に関連する問題文の事情等。条文と問題文の事情を組み合わせるだけで論文答案が書けることが一目瞭然!
- 最低ライン、合格ライン、加点事由等**  
太字がまず確実に書かなければならない最低ラインの論述で、これと通常の文字を合わせれば予備試験・法科大学院入試の合格ライン答案(目安)になります。斜めになっている文字は、中～上位合格を目指すための加点事由等です。

合格ラインも一目瞭然!



TAC/Wセミナー これまでの受験指導

## 2 4A条解テキスト

論文対策で即戦力となる知識を中心に、短答合格に必要な知識まで完全網羅しました。機能性と実践性と網羅性とを兼ね備えた、読みやすい条文単位のテキストです。「4A論文解法パターン講義 P28」では論文式問題を解くために必要な限度で参照し、「4A条解講義 P29」では全体を網羅的に説明します。

●**条文**  
条文を掲載しながら、類書の数分の1の薄さに収めました。何度もくり返し回せます!

●**要件・効果**  
憲法ですら、知識を要件・効果の形できっちり整理しています。ここまで徹底して全科目を要件・効果の体系で整理している教材は、4A条解テキストだけです。

●**解釈**  
解釈問題(論点)を条文の文言に位置づけて整理し、論文答案にそのまま書けるコンパクトで実践的な解釈(論証)も示しています。

●**判例**  
膨大な判例知識を、本試験合格に必要な内容に徹底的に絞って掲載しています。判旨の重要部分には下線を引いてポイントを掴みやすいようにしています。

●**POINT**  
「4A」における判例の“技”の使い方を示しています。

●**INPUT・OUTPUT教材**  
全て含んでこの量!  
初学者段階から本試験1分前まで使い倒せる、非常にコンパクトなテキスト!

第13条 □ □ □  
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

前段(個人の尊重)  
1 趣旨 憲法における究極目的である個人(尊重)主義を宣言した。  
2 未成年者 = 「尊重される」べき「個人」として未成年者 解釈  
→自己加害防止のためのパターンナリズムに基づく規制(未成年者の人権の<対立利益>)  
3 個人として尊「重」 ≤ 個人の尊「厳」(24条2項)

後段(幸福追求権～公共の福祉)  
1 性質  
(1)ア 包括性: 13条後段は、15条以下の全ての人権を含む。  
イ 補充性: 15条以下で保障されなくても、13条後段で保障しうる。  
→13条後段の検討は後戻り。  
(2) 自己実現の価値はあるが、自己統治の価値は乏しい。

2 要件  
(1) 「生命、自由及び幸福追求に対する」解釈  
→A: 人格的生存に不可欠な利益に限定(人格的利益説) ∴人権のインフレ化防止  
→B: 全ての自由(一般的行為自由説) ∴個人の尊重(前段)、補充性(上記(1)イ)  
※Aに当たれば、Aを含むBにも当然当たるので、争いなし。一解釈なしでもOK  
※Aに当たらないときに、Bにより13条後段で保障しなければ、憲法上の問題にすることは難しい(補充性:上記(1)イ)。  
→例外的に、両説おさえる必要あり。

判例  
ア 包括的人格権  
(ア) とらわれの聴衆事件 [裁判例33.12.20]  
＜事案＞ 市営地下鉄の列車内での商業宣伝放送につき、通勤客が差止・損害賠償を請求した。  
＜結論＞ 一般客にそれ程の嫌悪感を与えるものではないなどの事情の下では違法性がなく。  
＜Point＞ 閉居で見たくないものを見ない・聞かなくていいものを見ない自由の法的構成。  
→心の静穏を乱されない利益は、広義のプライバシー(伊藤補正意見)・人格権に含まれる。  
→消極的情報受領権→情報受領しない権利 (cf. 21条1項後段:222ウ)とも構成できる。

知識そのものだけでなく、論文・短答式試験における実践的な知識の使い方も示しています。

どのテキストよりもコンパクトにできました!  
その差一目瞭然!! これだけの教材で合格へ導きます!